

平成 3 0 年 第 2 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成30年第2回京丹波町議会臨時会

平成30年8月8日（水）

開会 午前9時00分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第60号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 岩田 恵一 君
- 2番 野口 正利 君
- 3番 坂本 美智代 君
- 4番 東 まさ子 君
- 5番 村山 良夫 君
- 6番 谷山 眞智子 君
- 7番 西山 芳明 君
- 8番 隅山 卓夫 君
- 9番 森田 幸子 君
- 10番 山田 均 君
- 11番 山下 靖夫 君
- 12番 谷口 勝己 君
- 13番 北尾 潤 君
- 14番 梅原 好範 君
- 15番 鈴木 利明 君

16番 篠塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

町	長	太田	昇	君
副町	長	谷	俊明	君
参事		伴田	邦雄	君
参事		山田	洋之	君
総務課	長	中尾	達也	君
住民課	長	長澤	誠	君
保健福祉課	長	大西	義弘	君
農林振興課	長	栗林	英治	君
土木建築課	長	山内	和浩	君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局	長	藤田	正則
書	記	山口	知哉

開議 午前9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第2回京丹波町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番議員・山下靖夫君、12番議員・谷口勝巳君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第5号ほか1件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

8月6日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

また、8月1日に総務文教常任委員会の開催、同じく8月1日に福祉厚生常任委員会の開催、6月21日以降には、4回の議会広報常任委員会を開催し、議会だより第58号を発行いただきました。

また、7月4日には、新庁舎建設特別委員会を開催いたしました。本日、本会議終了後に新庁舎建設特別委員会が開催されます。委員の皆様にはご苦労様ですが、引き続きよろしくお願ひします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）及び日程第5、議案第60号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）から、日程第5、議案第60号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 本日ここに、平成30年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、7月5日から8日にかけての平成30年7月豪雨により、本町におきましても甚大な被害が発生し、特に和知地区の上乙見区におきましては、河川の氾濫、道路法面の崩落、人家への土砂流入などにより集落の全ての住民の方が長きにわたり避難を余儀なくされるなど、近年にない災害となりました。

被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。そして、避難所の開設をはじめ、避難誘導、災害パトロール、応急復旧対策などにご尽力いただきました各区役員の皆様や消防団員の皆様、また、災害ボランティアの皆様など、ご協力いただきました関係の皆様にご心からの敬意を表し、感謝とお礼を申し上げます。

本町といたしましても、災害復旧に全力で取り組んでまいりますとともに、早急に対策を講じ、被災された方々の支援に万全を期してまいります。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので議会の承認をお願いしております。

平成30年7月豪雨により被害を受けました道路等施設の応急復旧に要する経費や、災害救助法に基づく被災者支援対策経費など総額で1億6,215万7,000円の増額補正を行ったものであります。

議案第60号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補

正前の額 1 1 2 億 5, 3 7 1 万 7, 0 0 0 円に 7 億 5, 4 6 0 万円を追加し、補正後の額を 1 2 0 億 8 3 1 万 7, 0 0 0 円とすることをお願いしております。

承認第 5 号でも報告いたしましたように、平成 3 0 年 7 月豪雨により被害を受けた農地・農業施設などの災害復旧に要する費用を中心に計上させていただいたものです。

主な事業では、被災した畜産施設の修繕に要する費用の一部を助成する農業生産施設等緊急復旧対策事業補助金に 1 9 5 万 3, 0 0 0 円、農地及び農業施設の修繕等に要する費用の一部を助成する農林漁業事業補助金に 6, 2 9 1 万円、林道施設の修繕等に要する費用の一部を助成する林道維持管理補助金に 2, 1 0 0 万円、住宅の修繕等に要する費用の一部を助成する地域再建被災者住宅等支援補助金に 3 5 0 万円、農地及び農業施設の災害復旧事業に 1 億 2 5 0 万円、林道施設の災害復旧事業に 8, 1 0 0 万円、河川等土木施設の災害復旧事業に 4 億 7, 6 6 7 万円などを計上しております。

なお、歳入につきましては、農地・農業用施設災害復旧事業分担金、国・府支出金、町債のほか財政調整基金繰入金により編成したものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについてから、議案第 6 0 号 平成 3 0 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、本日、お手元のほうにお配りしております 2 種類の資料をご確認いただきたいと思っております。

1 点は、平成 3 0 年 7 月 5 日から 8 日の大雨被害概況という資料でございます。これにつきましては、7 月 1 0 日の全員協議会におきまして、その時点での被害状況の報告を一旦取りまとめて説明をさせていただきましたが、それ以降に被害状況、被害件数等が判明をしておりますので、その部分の数値を入れましたものを改めて整理をし、お配りをしております。

なお、この中で報告しております状況等で単位につきましても、いろいろと単位の書き方がばらばらであったということもありまして、統一をさせていただいておりますので、本日改めて提出をさせていただくものでございます。また、参考に後ほどご覧いただけたらと思っております。

それから、もう 1 点でございます。これにつきましては、一昨日の 8 月 6 日に開催をさ

れました議会運営委員会に議案の資料ということで提出をさせていただいたものでございます。予算の内容等をこちらのほうに書き上げておりますので参考としてご覧いただけたらと思っております。なお、議会運営員会のときに、申し上げておりました数字と若干異なる部分もございまして、また、予算額が抜け落ちていた部分もございましたので、これにつきましても今回改めて提出をさせていただいたものでございます。参考としていただきたいと思っております。

それでは、初めに、承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどの町長の提案説明にありましたように、7月5日から8日にかけての平成30年7月豪雨によりまして、被害を受けました施設や住家等の応急復旧に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、報告をさせていただくものでございます。今回の一般会計補正予算（第2号）では、補正前の額110億9,156万円に1億6,215万7,000円を追加しまして、補正後の額を112億5,371万7,000円とさせていただくものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の4ページをご覧いただきたいと存じます。

初めに、歳出でございます。

3款、民生費、1目、社会福祉総務費では、福祉避難所に避難をされました方に要する経費につきまして、扶助費として35万円を計上いたしております。4施設に11名の方が避難をされたという状況でございます。

次に、3項、災害救助費、1目、災害救助費、被災者支援対策事業では、今回の平成30年7月豪雨による災害が災害救助法の適用を受けたことから、被災者支援に必要な措置を講ずる経費につきまして、予算計上をするものでございます。

初めに、11節、需用費の消耗品でございますが、被服、生活必需品等の給与及び学用品の給与費ということで5万4,000円を計上しております。次に、食糧費では、炊き出しあるいは食品給与ということで、避難所生活が続きました上乙見区の避難住民の方に係ります弁当等の食事代20万8,000円を計上しております。

次、12節、役務費では、避難所用毛布、避難物資ですけれども、避難物資のうちの毛布のクリーニング代に37万6,000円。

それから、14節の使用料及び賃借料ですけれども、避難所を開設し、避難を受けられた

避難所に対しまして、施設使用料ということで40万9,000円を計上いたしております。

次に、15節、工事請負費では、屋内等障害物除去工事に要する経費ということで、土砂の取り除き等の経費として13万6,000円を計上いたしております。

また、人件費では、災害対策、警戒本部の設置に基づきまして、従事した職員に係りませ時間外勤務手当としまして1,550万円。同じく管理職に対しましても特別勤務手当として70万円を計上したところでございます。

次に、6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費でございます。

この林道維持管理事業におきましては、基幹林道の崩土の撤去費用としまして450万円を計上いたしております。

次に、5ページに入りまして、9款、消防費、5目の災害対策費、災害対策事業におきましては、被災地、上乙見におきます災害対応時の仮設トイレの設置ということで、使用料として9万9,000円を計上しております。

また、家屋の被害が著しい2つの世帯につきましては、被災者へのみなし仮設住宅ということで、町営住宅を仮設住宅といたしまして、そちらのほうに現在も移っていただいております。そちらの住宅への空調設備の設置工事費としまして82万1,000円を計上いたしております。

次に、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費では、農地・農業施設災害復旧事業としまして、補助災害の査定のために必要となります測量設計業務の委託料として1,200万4,000円を計上いたしております。5つの地区の補助災害復旧に係ります測量設計監理業務等委託料でございます。

次に、2目の林道災害復旧事業でございます。同じく、補助災害に係ります査定を受けるための測量設計監理業務等委託料として、10路線、22カ所として1,100万円を計上いたしております。

次に、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、土木施設災害復旧事業費、河川等災害復旧事業では、補助災害の査定のための測量設計業務委託ということで、河川34カ所、道路16カ所に係ります測量設計監理業務等委託料として8,450万円を計上いたしております。

また、15節、工事請負費では、単独災害復旧工事としまして、土砂等の流出なり法面の崩落等によりまして堆積をしております土砂等の撤去費用ということで、緊急に撤去を要する必要があるものにつきまして3,150万円計上をいたしたものでございます。

次に、戻っていただきまして、3ページの歳入でございます。

15 款の府支出金、1 目、民生費府負担金、4 節、災害救助費等負担金には、災害救助法に基づく本町に該当します経費として85万1,000円の受け入れを予定しているところでございます。

また、18 款、繰入金、2 目、財政調整基金繰入金では、今回の補正におきまして不足をいたします額1億6,130万6,000円につきまして、今回計上を行っているものでございます。

以上、承認第5号の専決処分に係ります一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第60号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算（第3号）につきましては、全般的に災害復旧に要する経費ということで予算計上をさせていただいたものでございます。補正前の額112億5,371万7,000円に今回補正額としまして7億5,460万円を追加しまして、補正後の額を120億8,317万円とさせていただくものでございます。

事項別明細はのちほど説明をさせていただきますので、先に3ページ、第2表の地方債補正をご覧いただきたいと思っております。

地方債補正では、今回、災害復旧事業としまして、のちほど報告をさせていただきます災害復旧に要します事業のうち、起債が充当可能な部分につきまして予算計上をさせていただいたものでございまして、補正前につきましては未計上でございましたので、今回補正後ということで1億8,260万円の増額となっております。地方債合計で14億4,040万円となります。なお、このうち約78%の11億2,973万円の交付税措置を受ける予定となっております。

次に、事項別明細書の5ページをお願いいたします。歳出でございます。

まず、3 款の民生費、1 目、災害救助費の災害見舞金支給事業でございますが、町の災害見舞金支給要綱にありますように、被災をされました家屋に対しましての見舞金となっております。住宅の半壊1世帯につきまして5万円、床上浸水の4世帯につきまして1世帯あたり3万円ということで、合計17万円を今回計上させていただいております。

次に、6 款、農林水産業費、1 項の農業費、3 目、農業振興費の農業振興事業48万6,000円でございます。これにつきましては、農業用の資材購入経費とか、あるいは災害で破損をしました機器類の購入であったり、機械施設等の修繕経費等に対します補助金で、府からの補助となっております。補助率が40%となっております。この補助金に40万円

を計上いたしております。

それから、同じく、野菜等の生産確保緊急対策事業補助金としまして、農薬の散布でありましたり、被害を受けた野菜等の回復のための施肥に要する経費としまして8万6,000円を計上いたしております。これにつきましては、町の単費事業となっております、補助率が90%となっております。

次に、有害鳥獣対策事業60万円でございます。被災をしました有害鳥獣の被害防止施設の復旧経費ということで、資材費に対しましての補助を行うものでございます。補助率につきましては90%となっております。

次に、4目、畜産業費でございます。畜産振興対策事業としまして195万3,000円を計上しております。被災をしましたそれぞれ畜産の牛舎あるいは豚舎、それから鶏舎及び飲料水の供給の施設の修繕費用、それから土砂流入によります撤去費の経費等に対する補助としておりまして、同じく補助率は90%となっております。

8款、土木費、6項、住宅費、1目、住宅管理費の地域再建被災者住宅等支援補助金交付事業におきまして350万円を計上いたしております。被災住宅の再建等ということで、建て替えあるいは購入、補修、賃貸等に要します経費への補助でございまして、今回計上いたしておりますのは、補修、修繕等に要します経費への補助ということとしておりまして、大規模半壊で150万円、床上浸水で1戸あたり50万円の4戸分、合計350万円の計上をいたしたところでございます。この補助事業につきましては、京都府の補助金が充当されております。

次に、6ページに入りまして、9款、消防費、1項、消防費、5目、災害対策費の土砂等撤去補助金交付事業27万2,000円でございます。住宅への流入土砂等の撤去経費への助成ということで、3地区分27万2,000円の予算計上をいたしております。

次に、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地・農業施設災害復旧事業1億6,810万9,000円でございます。このうち、消耗品を含めまして、需用費関係あるいは役務費関係で予算計上しておりますのは、補助災害復旧事業等に係ります工事雑費なり事務雑費の事務費ということで合計269万9,000円計上しております。

また、工事請負費におきましては、補助災害復旧工事費ということで、5地区、1億250万円を計上いたしております。

それから、農林漁業事業補助金といたしまして、農地105カ所、施設106カ所の復旧に要する経費に充当をします補助金ということで6,291万円となっております。これにつきましても単独事業でございまして、補助率が90%となっております。

7 ページに入りまして、2 目、林業施設災害復旧事業費の林道災害復旧事業でございます。1 億 2 8 4 万円予算計上をいたしております。このうち需用費 8 4 万円につきましては、補助災害復旧事業に要します工事雑費なり事務雑費の事務費でございます。

1 5 節の工事請負費におきましては 8, 1 0 0 万円計上してございまして、うち補助災害復旧工事費ということで、1 0 路線、2 2 カ所の 7, 0 0 0 万円、単独災害復旧工事費として、1 4 路線、4 4 カ所の 1, 1 0 0 万円を計上するものでございます。

また、1 9 節の負担金補助及び交付金では、林道維持管理補助金といたしまして、土砂撤去等に要する経費について補助をするものでございまして、4 5 カ所を見込んでございまして、2, 1 0 0 万円の計上となっております。これにつきましても町の単独事業でございまして、補助率は 9 0 % となっております。

次に、2 項の公共土木施設災害復旧費、1 目、土木施設災害復旧事業費の河川等災害復旧事業でございます。総額で 4 億 7, 6 6 7 万円の計上をいたしております。

まず、初めに需用費の 1 9 2 万円、それから 1 8 節の備品購入費の一般備品 1 0 万円ということで、合計 2 0 2 万円につきましては、補助災害復旧工事の対象となります工事雑費、事務雑費の事務費として計上いたしております。

次に、1 3 節の委託料でございます。測量設計監理業務等委託料ということで、災害復旧事業に関しまして、法面等の復旧をする必要がございまして、その民地であります法面等の登記業務の委託に 3 0 0 万円。

それから、1 7 節の公有財産購入費、土地購入費に関しましても 3 路線で 1 5 0 万円。

それから、次のページ、8 ページに入りますが、補償補填及び賠償金、物件等補償費 2 5 万円ということで、これにつきましては、その施設、法面等の復旧を行う際に有害柵等の設置がされているということで、その補償費ということで 2 5 万円計上をしております。

戻っていただきまして、1 5 節の工事請負費 4 億 6, 9 9 0 万円でございます。補助災害復旧工事費としまして、河川 3 4 カ所、道路 1 6 カ所に係ります経費として 4 億 1, 1 9 0 万円、単独災害復旧工事費としまして、河川 2 0 カ所、道路 1 0 カ所、災害関連の処分費、それから舗装復旧等一式といたしまして、合計 5, 8 0 0 万円の計上をしたところでございます。

戻っていただきまして、3 ページの歳入でございます。

歳入の 1 2 款の分担金及び負担金、2 目の災害復旧費分担金 7 7 0 万円となっております。農地・農業用施設の災害復旧の事業に係ります分担金としまして 7 7 0 万円を計上いたしております。

次に、14款、国庫支出金、3目の災害復旧費国庫負担金につきましては、2億7,473万7,000円でございます。公共土木施設の補助災害復旧に要します国からの負担金となっております。

次に、15款、府支出金、4目の農林水産業費府補助金でございます。これにつきましては、先ほど歳出のほうでも説明をいたしましたけれども、野菜等生産確保緊急対策事業補助金ということで、復旧に係ります消毒であったり、回復のための施肥、肥料を投入する事業費、それに充当する補助金として4万8,000円を収入するものでございます。

6目の土木費府補助金233万3,000円でございます。これにつきましては、先ほど説明いたしました地域再建被災者住宅等支援事業補助金として、事業費の三分の二の交付をいただくものでございます。

次に、8目の災害復旧費府補助金1億1,750万円でございます。これにつきましては、林道災害復旧府補助金としまして5,250万円、それから農林水産業施設災害復旧に対します補助金ということで6,500万円を見込みまして予算計上をしております。

次に、4ページに入りまして、21款の町債でございます。8目の災害復旧事業債ということで、今回新たに補助災害復旧等に要します財源として、災害復旧事業債を1億8,260万円計上いたしております。それぞれ農地・農業用施設に係ります分が2,980万円、林業施設災害復旧に係りますものが1,570万円、公共土木施設の災害復旧に係ります事業債が1億3,710万円となっております。

戻りまして、18款、繰入金、2目、財政調整基金繰入金でございます。今回1億6,968万2,000円を計上いたしております。事業費に不足します部分につきまして、本財政調整基金からの繰り入れを見込んでおります。

以上、議案第60号の平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご議決いただきますようによろしく願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 提案のときの歳入歳出の総額が120億830万7,000円やけども、120億8,317万円と言われたさかい訂正しといてもらわんと。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 失礼します。議案第60号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げましたが、補正後の額につきまして、120億8,317万円と申し上げておりましたが、120億831万7,000円でご

ございます。訂正をさせていただきます。

申し訳ございませんでした。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、歳出の関係でございますが、一応詳しく説明をいただいたんですが、社会福祉総務費の関係で福祉避難所扶助費ということで、4施設、11人が避難をしたということですけども、この場合には、具体的に、福祉避難所ということですからその施設へ避難されたということなのか、それぞれの障害のある方がそういう施設へ避難されたと、そういう解釈なのか、11人の避難というのはどういうものなのか伺っておきたいというように思います。

それから、災害復旧の関係なんですけども、委託料なり災害復旧工事の関係で緊急対応ということで1億1,600万円の専決処分になっただけなんですけども、具体的にはですね、緊急を要するという事やと思うんですけども、河川が34カ所、道路16カ所で8,450万円と、単独災害の復旧工事ということで3,150万円なんですけども、この考え方といいますか、道路であれば通行を最優先ということになりますので、そういう土砂をのけるという、そういうものの工事と、それに伴う測量設計という、そういう解釈なのかどうかあわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 福祉避難所の関係でございますけども、福祉避難所につきましては、身体等の状況が通常の避難所では避難所生活が困難な要援護者の方等に避難をしていただくということで、現在町内の5つの法人のほうに委託をさせていただいておるところでございます。主には、特別養護老人ホームなり、また、障害者支援施設、そして、1カ所、医療法人というふうになっただけのところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず初めに、歳出の5ページにあります委託料につきましては、これから査定を受けます補助事業に係ります測量設計の委託料ということで、実際に河川34カ所で80工区、道路16カ所の22工区、合計で50カ所102工区ということで、その部分を計上しております。今、申しました工区と箇所の方なんですけども、補助災害復旧工事の査定を受ける際に、近隣の100メートル以内に点在している場合に

は、例えば100メートル以内にあります災害箇所2カ所を1カ所として、1カ所2工区として申請できることになっておりまして、例えば1工区の申請額が補助基準となっております60万円未満であっても申請できるということから、申請数を1カ所、被災箇所を2工区というような表現をさしていただいております。補助災害の工区であらわしております部分が実際の被災箇所ということでなっておりますので、河川34カ所で80工区ということは、80カ所被害があったということで、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、15節の工事請負費ですが、工事請負につきましては、早急対応が必要となりました土砂撤去、また、仮設工事、路面修繕等の費用を計上させていただいております。道路関係で崩土等の土砂撤去30件で2,650万円、河川関係で土砂撤去5件で600万円ということで、合計で35件3,250万円ということとなっております。3,250万円は、補正後の額での考え方をしております。主なもので、道路につきましては、崩土の撤去が18件、大型土のうによります仮設が1件、路肩修繕が4件、路面修繕が4件、側溝清掃が1件、支障木の撤去が1件、排水処理が1件ということで30件となっております。河川につきましては、護岸の修繕が1件、支障木の撤去が1件、浚渫が1件、土砂撤去2件ということで合計5件となっております。これにつきましては、早急に通行していただく、また、安全を確保するというような早急な対応が必要な場合の工事を今回計上しております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 二、三お聞きをしたいと思います。今回の災害、特に和知地内で起きました災害っていうのは、大変な、かつて、私8年間議員させていただいたんですけど、こんな事項はなかったと思うんです。こういう危険地帯が事前に把握されてたのかどうかということをお聞きしたい。

それから、もう1点、そういうことで町内のこういう大きな災害が起きるだろうと思われる箇所を完全に把握されているのかどうか。また、それらが起きるまでに毎年予算化して災害防止に努めているのかどうかという点をお聞きしたい。

それから、もう1点は、中部総合医療センターのお医者さんのことでちょっと新聞紙上にも出てましたけども、今回の豪雨で非常時体制のためにお医者さんの招集をかけたけども、JR及び縦貫道、国道の通行が無理で、その対応ができなかったというようなことを聞いたんですが、今回、京丹波町も非常体制の動員をされてますけども、完璧に、そういう支

障がなかったのかどうか、指示どおり動員ができたのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、今回の災害の事態というのを事前に把握されていたのかというところがございますけれども、昨年につきましても大雨、台風等のときは、避難をいただいたという状況もございます、地元の住民の方も一定そういった緊急時の対応というところでは、皆さんまとまって行動をされたというふうに思っております。行政といたしましても、早めに現地の状況確認なり消防団を通じての現地確認、それから被害状況の報告等も行っておりましたので、一定雨等の状況が進展していきますにつれまして、早め早めの対策を講じてきたところでございます。ただ、当初の段階で予期していたかといいますと、まだ、近隣の雨の状況とか見る中では、本町におきましては、まだ、警報等も出てきたのが直前であったということもございまして、そういったところでは、全て把握、予期をしていたかという、そこまではできていなかったという状況かと思っております。

それから、災害復旧なり事前の災害対応でございますけれども、近年、非常に多くの災害によります被害が発生しておりまして、その災害復旧、まず復旧の関係ですね、そちらのほうにどうしても力を注がざるを得ないという状況が近年出てまいっておりますので、予防対策という部分までは十分踏み込めていないという現状がございまして。

それから、避難訓練におきましても、毎年継続して土砂災害あるいは原子力災害ということで訓練をしているところでございますし、独自で地域で取り組まれてる訓練等にも参加をしまして、アドバイス等もさせていただいているという状況でございます。また、本年、ハザードマップが昨年度事業で完成をしまして、本年お配りをしたところでございまして、それぞれ自分たちの地域の状況というものも、一定このハザードマップで確認をいただいているという状況もあるというふうに思っておりますので、そういったことで早めの避難であったり対応というのは、住民さん個人も含めまして、一定浸透していたというふうに理解をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 伴田参事。

○参事（伴田邦雄君） 医師の関係につきまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

京丹波町病院につきましても実のところ5名の医師の方が、これ非常勤も含めてでございますが、6日の日、来られなくなったというふうなことでございます。それで、前夜から宿直医がいらっしゃいました。その関係でありますとか、当日の出勤できた者もございま

して、診療科で申しますと整形外科、それから小児科、外科については休診となったということでございますが、内科医の先生が概ねそれをカバーしていただいたというふうなことで、一応その病院内では、医師対応としてはまわったというふうに聞いております。

今後の対応といたしましては、やはりこうした緊急時に備えて、一定常勤医については、宿直をするというふうなことを今現在医局内部で検討をしていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今、いろいろお聞きしたんですけど、私が申し上げたかったんは、危険地帯に対してですね、災害が起きる前に工事等、例えば、法面工事やとか土砂防止の工事やとかいうことは、されてなかったのかどうかということと、そういうことが必要な箇所があって、それに対して毎年計画的に予算化して事業を進めておられるのかどうかということをお聞きしたかったんです。

それから、先ほどのお医者さんの件は、お医者さんも含めてですけど、京丹波町職員の方の動員状況はどうだったのかもお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 危険箇所とか地元要望とか、まあ危険箇所につきましては、順次、道路改良また河川改修ということでさしていただいておりますが、今回、上乙見区において発生しました土石流等につきましては、一定上乙見区におきましても砂防等の事業をしておるわけなんですけども、それ以外の箇所が今回土石流という格好で流れ落ちたということで、予測できていなかった場所がそういうことになったということになっておりますが、今後は、そこら辺の調査等もする中で、京都府等に要望もしてまいりたいと思いますし、危険箇所につきましては、計画的に予算化して事業を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の災害対応に係ります職員の状況等でございますけれども、警報が発令をされまして以降、動員計画に基づきまして動員をかけておりまして、最大4号動員というところで149名の職員が対応にあたったところでございます。ただ、この時点におきましては、縦貫道が通行止めあるいは老ノ坂で国道が通行止めと、そういった状況も発生をしております、市内に在住します職員につきましては、町のほうに出勤が

できないという状況も発生していたところでございますが、それを除きます職員によりまして、緊急時の対応というのは行ってまいったところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。
これより討論を行います。
最初に、原案に反対者の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。
これより承認第5号を採決します。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。
(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第60号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

村山君。

○5番(村山良夫君) 1ページのことに関連するんですけども、財政調整基金から繰り入れというんですか、取り崩しがされてるわけですが、先ほどの議案でもありましたし、今回の1億6,000万円、どちらも1億6,000万円、1億7,000万円近い状態になってるわけですが、その財政調整基金の残高が決算ベースで、平成29年3月末ベースで20億5,300万円だったと思うんですが、平成30年3月末の決算ベースでいくらだったのかということ。今回、最終やりますと11億7,300万円ほどこの平成30年度に使うことになるんですが、そうしましたら予算ベースでその平成30年度末で基金の残高がどれぐらいになるのか把握をされてるかお聞きをしたいと思います。

それから、町債のことにつきましては、ページで説明してあったんですが、ただレートが4%となっているんですけど、現実的には4%ということはないと思うんですが、その辺

のこと、条件を聞かせていただければありがたいなと思います。

それと、こういう災害も含めた町債、現在実質公債費比率の見通しについて、10年計画の資料を出していただいているのを見ますと、平成31年度で18%を超えるわけですが、そうなった場合、こういういわゆる災害の起債も含めて京都府の了解がなかったらできないのかどうか、それでそういうことがもしもできないとしたら、予算編成も非常に大変になってくるし、町民の方への行政サービスも落ちると思うんですが、その辺はどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長

○総務課長（中尾達也君） 今回、専決なり補正予算ということで、予算的には補正予算の（第2号）それから（第3号）を引き続いて補正をさせていただいているところでございまして、それぞれ不足します財源ということで財政調整基金のほうから取り崩しを行いまして、充当をしているところでございます。今回の補正予算（第3号）を行いましたのちですけれども、平成30年度におきまして、取り崩しの額の総額が10億4,345万9,000円となります。平成29年度末の現在高20億1,674万2,000円で行いましたので、予算ベースで見てみますと平成30年度末の現在高は9億7,434万4,000円と見込まれるところでございます。

また、町債の補正のところ、地方債補正で補正後のところの利率ですけれども、現行の利率というのは、0.数%ということで低い利率で推移をいたしておりますけれども、この利率の欄につきましては、従前から一定の%での表記というものがございまして、それにあわせて「4%以内」ということで表記をさせていただいております。ということで、実際の利率とはかなりの乖離が出てまいりますけれども、一定、書きぶりとしたしましては、「4%以内」ということで整理をさせていただいております。

それから、実質公債費比率ですけれども、財政の見通しでいきますと、今後18%を超える時点も出てくるというふうに想定はしております。その段階ですけれども、18%を超えますと地方債の発行につきましては、京都府との協議ということになってまいります。京都府との協議ということになりますけれども、例えば、災害復旧でありますとかそういう緊急性の高いものとかそういったものについては、優先的に許可がいただけるものというふうにも思っておりますけれども、いずれにしても必要な地方債をしっかりと見込んだうえで適切に計上をしていく必要があるというふうにも思っておりますし、できるかぎり抑制といいますか、発行をしないような形で他の有利な財源等も求めていきたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今、財政調整基金のことでお聞きしたんですが、平成30年3月末ですね、平成29年度決算の数字はいくらになってるのか教えていただきたいと思います。その平成30年3月末を基準にしまして、平成31年度3月末の予想残高がいくらになるのかということをお願いしたいと思います。

それから、町債の件ですけれども、そういうことで緊急を要する場合、府もほっとかないことは事実だと思うんですが、そういう起債を起こしたら起こしただけ改善計画というものを出さんなんと思えますので、当然のことですけれども、例えば物件費やとか人件費やとか扶助費やとかいうような経常的なもので減額をする、縮小をする計画を出さなければならぬと思えますが、そのことは全部町民への行政サービスに直結することですので、その辺の考え方、町長としてどう考えておられるのかお聞きをしたいと、このように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 実質公債費比率が18%を超えますと、そういった議員ご指摘のような形で京都府との協議が必要になってくるということでもありますけれども、必要なその予算については、しっかりとやっていく必要があると思えますし、必要な事業については、その実質公債費比率も非常に重要な指標の一つではあると思えますが、それが全てではないと思えますので、町民のサービスができるだけ低下をしないように考えながら財政運営を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長

○総務課長（中尾達也君） 平成29年度末の現在高につきましては、先ほども申し上げましたけれども20億1,674万2,000円でございます。平成29年度に財政調整基金を取り崩しましたのは、1億6,000万円の取り崩しでございました。それで、今回の予算措置後、平成30年度末の現在高見込みが9億7,434万4,000円ということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今、財政調整基金、10億円弱になってしまうということですが、今回の災害で必要だったのが、これ3億3,000万円ほどの財政調整基金を取り崩してるんですが、そうしますとこういう災害が3回あれば財政調整基金が底をついてしまうという状態ですし、おまけに起債も起こし難いというふうな状態です。町長、今も実質公

債費比率は一つの指標に過ぎんというふうな考え方をおっしゃってるんですが、実際行政サービスに直結することは事実だと思うんです。で、そのことを行政サービスが低下せんようにするって言うたかて、例えば、職員の数を減らしたら行政サービスは落ちると思うんです。落ちないようにするためには、職員の1人当たりのワンパワーっていうんですか、能力を上げることだと思うんですが、そういう教育方針についてもお考えのうえで先ほどの発言があったのかどうか、確かめておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 災害が何回か起きたら、そら底をつくかもしれませんけども、そうかといって災害は待ってくれませんので、それに備えた万全の体制をとっていくというのが行政の責務だというふうに思っております。

職員のレベルアップについては、これは、当然議員にご指摘されるまでもなく、取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 災害状況の概要ということで、いろいろと書いていただいております。

また、ただ今は、いろいろと補助対象となるような、そういうふうなことも考えていろいろ予算も組んでいるというようなこともお聞きしたわけではありますが、例えば、ここに被害状況がありますが、こうした被害状況に出ている数ですね、これは皆網羅できる、何らかの町の対応がしていただけるふうに見たらよいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長

○総務課長（中尾達也君） 今回、被害状況のところに計上をしております数字といたしますのは、一定災害のあとの被害状況調査によりまして、全集落を回らせていただきました。また、各区からも被害状況の報告をいただいております、それをすり合わせながら町のほうでも確認をさせていただいたというところがございます。それを踏まえた中で、災害として対応が可能なものにつきまして、それぞれの所管課で改めて調査をし、予算計上をさせていただいたところがございます、全てが全てという形にはならないかもしれませんが、報告のあった部分については、網羅をしているというふうに思っておりますし、災害の対象となる部分については、補助災害とかで拾えますし、また、単独災害の部分につきましては、農地であったり農業施設とかでしたら、単独の補助金の制度も設けておりますので、そちらのほうで補助をさせていただくという形で進めているところがございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 例えば、その他被害というところで、住家付近の法面崩壊ということ

で2件、丹波と瑞穂とあがっているわけでありますが、例えば、丹波の下村でありましたら、これまでこの法面崩壊というのが3回ぐらい起きて、今回も起きたということではありますが、自力で土砂は撤去されているわけでありますが、こうしたあとの法面が削られたままでありますので、そうしたものを災害防止のために何らかの手立てをしようとした場合に、こうしたものもそういう町の助成というか、そういう対象になり得るのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長

○総務課長（中尾達也君） 被害の状況によりまして、災害復旧に直結するものもありますし、災害に拾えないという部分もありますけども、そういったところを町の単独の補助制度でありますとか、そういったものを活用いただいて、できるだけ取り組んでいくという方向に変わりはございません。しかしながら、本当に家の裏の民地の所とかですね、そういったところにつきましては、民民のこともありますし、必ずしもそれを災害として拾えない部分もございますので、そういったところはどうしても対応ができないという部分もこれまでから出てきているというふうに理解をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） これまでは、そういう町の対応はなかったということではありますが、大きな災害であれ、小さな災害であれ、本当に当事者は困っているということでもあります。提案理由にも、被災された方々の支援に万全を期したいということでもありますので、毎回毎回そういう自力で復旧というか、災害防止のための取り組みをしなくてはならないということになれば、民民ということもあるかもわかりませんが、やはり相談にのって、拾えるものは拾っていくということにならなかつたら、救われたいのではないかと思います。そういう相談に応じるということはしてもらえるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長

○総務課長（中尾達也君） これまでから、そういった対応につきまして、声掛けをいただきましたら現地のほうで立会いもさせていただいて、対応方法とかも検討させていただいたりはしておりますので、そういう部分におきましては、町としてもできるだけ積極的に関わって行って、拾えるものでありましたら、災害等で拾わせていただきますし、補助金で対応が可能なものにつきましては、そういった補助金のご案内もさせていただいているということで、その体制というのは今後も変わらないというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとお尋ねしときたいと思うんですけども、6ページにあります災害対策費の中の土砂等撤去補助金ということで27万2,000円あるんですが、土砂の撤去ということで説明の資料もあるんですけど、そういうものは、どういう基準をもって、その対象も含めてですけども、補助基準はどういうような考え方なのかというのが1点と。

それから、もう1点は、住宅再建の関係で、大規模半壊の場合は150万円、床上浸水50万円ということで、一定、建て替え、購入、補修等に要する経費の補助ということになってるんですけども、到底そういうような金額ではなかなかできないということもあるわけでございますし、こういう災害があった場合に、本当にこの際そこをひきあげよかということも出てくるわけでございますけれども、やはりその再建のためには、一定、もう少しですね、町としても上積みして助成をすとか、そんな考え方はないのかどうか伺っておきたいというように思います。

それから、先ほど来、災害が起こって、対応というのも非常に大事でございますけども、その予防といいますか、防災というのは非常に大事にもなると思うんですけども、今回の災害でいろいろ話を聞かせていただきますと、住民の意識の違いをごつつう感じたわけでございますけども、日頃からそういうように意識の高い地域となかなかそういう切迫した考えやないということもあるんですけども、そういう面からいうと、防災意識をどうそれぞれの住民に持ってもらうか、高めていくかという取り組みが非常に大事かというふうに思うんですけども、今回の災害を通じてですね、その辺の強化すべき点、こういう取り組みが必要やというようなことは考えておられるのかどうかという点。

それから、先ほど防災マップの話もあったんですけども、聞いておきますと、それぞれの集落によっては、きちっと説明をされとる所もあるようですし、とりあえず全戸配布ということで、ほかのものと一緒に配布されたということもあるようでございますけども、非常に見にくいと。自分の集落を見るんでもね。ということで、議会で説明を受けたときもそういう意見も出されておったんですけども、今回のこういう災害を通じて、やっぱりこのマップの不十分な点、見直しということが、当然必要やと思うんですけども、その辺は検討されとるのかどうか。また、対応というのは、どういうふうに考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長

○総務課長（中尾達也君） まず、6ページにあります土砂等撤去補助金の交付事業でございますが、土砂撤去ということで、災害等によりまして、住宅あるいは宅地、敷地内に土砂

等が入り込んだ場合にそれを撤去する際の費用について助成をするものでございまして、基準が段階的にありまして、10万円以下ですと50%の補助という形になっております。それが10万円から30万円、撤去に係る経費が30万円未満ということになりますと一定の計算式がありまして、補助率のほうは順番に増加をしていきます。最大になりますと、8割ぐらいまでの補助ということで、そういう形に変動をさしまして、大規模な撤去になりましたら、それだけ負担のほうもかかるということで補助率も引き上げるというようなそういう形での制度とさせていただきます。今回につきましては、3戸の宅内の流入に係ります土砂撤去ということで、予算ベースで現計の予算を含めまして、不足分を計上させていただきますということでございます。

それから、防災マップの関係でございます。今回、今年度新しく防災マップを配布させていただきまして、一定、区長会等でも全体の概要というか、簡単にご説明はさせていただきますところでございます。この活用につきましては、それぞれのご家庭で、まずは、ページがうってあるわけですけれども、自分の地域がどこにあるというのがわかりにくいという状況でもございましたので、できれば、まず自分の地域を見ていただいて、しるしを入れていただいておいて、活用いただくということで対応いただければというふうにも思っております。それから、今回につきましては、これまでの実績ですね、河川の氾濫でどこまで水に浸かったかというような部分については、京都府が公表しましたもの以外は入っておりませんので、今後、過去のこういう被害があったあとのどういったところまで水が出ていったとか土砂崩れがあったとか、そういったものもまた次の機会には入れていきたいというふうにも思っておりますが、まずは、現行のハザードマップをご活用いただくように機会があるごとをお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 防災に向けた取り組みでありますけれども、先日、京都府内の首長を全部集めた中で、危機管理防災のトップセミナーというのがありましたけれども、その中で京丹波町の上乙見の取り組みが優良事例として報告をされたところであります。それは、どういったことかと言いますと、地区でいつ逃げるか、どこへ逃げるかがしっかりと共有されたというのと、町民の皆さんがハザードマップをしっかりと確認をして、この地区は危険であるというようなことを把握されていたということが、非常に良かった取り組みであるというふうにもその先生はおっしゃられたところであります。ハザードマップ、見にくいといえば見にくいですし、元々はインターネットの情報ですので見にくい点があるかと

思いますけども、見やすくしたら改善するというもんでもないと思いますので、自分の地区、あれで見ようと思えば見れると思いますので、しっかり確認をしていただくということが重要になりますし、やはり行政のほうからこういう時に逃げてください、こういう時に何をしてくださいというのは、なかなか情報として、避難勧告等も含めてですけども、伝わりませんので、やはりそれは自主防災組織等を組織していただいて、その中でいろんな検討をいただくというのが一番有効なのかなというふうには思ってますし、区長さんなりそういった方にもそういった自助の部分と共助の部分をしっかりやっていただくというお願いもこれからはしていく必要があるというふうに考えておるところでありますし、議員の皆さんは、その中でリーダーとして地域をまとめていただきたいというふうに、私としては考えておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） ご質問のありました、地域再建の補助金の関係ですけども、現在は、京丹波町地域再建被災者住宅等支援補助金交付要綱に基づきまして算出しました金額をり災証明のあった方に交付するようなこととなっております。補助金の見直しとか上乘せについては、今現在考えておりませんが、住宅再建融資を再建に伴いまして融資を受けられた方の利子等の経費を補助するというようなことで要綱のほうは京都府に準じまして見直しのほうを検討しております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 上乙見のことを町長からありました。実際、上乙見の方も非常に意識が高いなあというように私も感じましたし、消防団の方にも朝6時にたたき起こされて、本当に命を助けてもらったと、そういう感謝の言葉も聞いておるわけですが、町内全般を考えた場合にそういう意識の高い地域となかなか実際にそうでない方も当然あるわけですが、自治体というのは町民のそういう生命・財産を守るという一番基本になっておるわけですが、もちろん意識をどう高めていくかと、自治意識を高めていくかということも非常に大事なことでございますけども、やはり行政側から働きかけていくということが私は非常に大事だと、その中で意識を高めていくということやと思いますし、やっぱり高齢化が進んでおる中で、見やすいというものが私は必要だと思うんですね。せめて、自分とこの集落がどこなんだというぐらいはわかってページを開けていくということやなかったら、1ページから35ページまでありますけども、なかなか

か京丹波町の全体の地図を見た場合にどこかなあということになるわけなので、そういう親切丁寧なものも私は必要だと。その上にたって、しっかり見てくださいよと、ここですよということにせんとですね、実際開けてみた場合に避難所となる公民館が指定されるところはあるんですね。せやけど、実際に指定されてへんだらその集落の公民館は載ってへんわけですし、それから1枚の図の中から離れておれば、どこを見るかというのもこれまた分かりにくいと。普通の地図やったら続きは何ページやとなるんで、そこを見ればわかるわけですけどね。そういうような見やすさというものが、私は必要だというように思いますので、改善は改善としてやっぱりちゃんとせんなんと思えますし、補足の資料が必要な場合は、やっぱりそういうことも考えて、住民の皆さんにこのマップを有効に使っていただいて、自分の地域やもちろん地域外の自分の知り合い、親戚もあるわけでございますので、そういうものが見られるようにすべきだと思いますので、そういう意味で申し上げたんですね。そういうことが非常に大事だと思いますし、そして防災自治組織というの呼びかけはされておりますけども、なかなかどんどん進んどるという状況ではありませんけども、こういう機会を通じてですね、やっぱり自治体のほうから働きかけて、そういう意識を高めていくというのも今回の時期だと思いますし、今回の場合は7月豪雨ということになっておりますけども、これまでの経験からすると台風で被害が出るというのが中心やったわけですので、やっぱりこういう異常気象になってくるとどういふ事態が起こるかわかりませんので、そういう点からいうと、やはり一番危機管理として意識の高めるように町として働きかけていくというように、一気にはいきませんがそういう取り組みが、私は非常に大事だと思いますので、その辺の考え方をやっぱりしっかり持って、私は進めていくべきだと、こういう意味でお尋ねしたので、改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） もちろん、行政としてそういうことをしないと言っているわけではありませんで、当然働きかけはしていくわけでありまして、自主防災組織、名前のおり「自主」でありますので、その行政からの完全な働きかけでできるわけではありませんので、それぞれの地区でやっていただきたいというのが趣旨でありますので、その働きかけはしますけども、その中であって、議員とかはその中心として活躍をいただきたいと思えますし、防災マップにつきましても、改善の機会があればそら当然改善していくわけでありまして、今の状態の中でもしっかり見ていただければわかると思えますし、うしろにどこに避難するかという書き込みができることもありますし、議員は書き込みをされていると思えますけども、そういったことをしっかりと今あるものをしっかりと使うという

ところからやっていけばいいんじゃないかというふうに考えております。もちろん、何も改善しないという意味ではありませんけども、今あるものでできることをまずやってみよう。見にくいから見ないというんじゃないしに、あるものでしっかりと防災をやってみようというのが大事だというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 当然あるものしかないの、それに基づいてやるというのが当然なんですわな。それはもうそれが基本やと思いますけども、やっぱり不十分な面は、やっぱりちゃんと訂正して補っていくという、そういう考え方に私は立つべきだし、必要なものは早く追加のものが必要であればやると。こういう立場で私は進めていくべきやというので改めて申し上げたわけでございますので、町長は、そもそも1ページから35ページまでちゃんと頭の中に入っておるかと思っておりますけども、やっぱり自分の集落、自分の地域というのはどうしても住民の方は中心でありますので、やっぱりそういう面でいうとやっぱり高齢化の中でどうあるべきかという、そういう視点も大事だということで申し上げておるわけでございますので、大まかなことはわかるけど、自分の家がどこにあるかというのはなかなかね、これを見ただけではわかりにくいというのもありますので、その辺も踏まえてですね、進めていくべきやという点も改めて申し上げておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 見やすいように改善は、それは機会があればさしていただきたいと思いますが、今の中でどういうふうに活用できるかも十分検討していただいて、見にくいから使えないというんじゃないしに、自分の所っていうのもいろんな人に聞いたりしながら、地区で研修会をしてもらおうとかいろんなことで活用方法は今のものでもあると思いますんで、当然改善も考えながらでありますけども、そういうことで見にくいから使わないというんじゃないしに、有効に活用いただけたらという意味で申し上げたまでであります。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

議案第60号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成30年第2回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会します。

なお、このあと午前10時45分から新庁舎建設特別委員会が開催されます。委員の皆様にはご苦労様ですが、引き続きこの場でよろしく願います。

本日は大変ご苦労様でございました。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 山下 靖夫

〃 署名議員 谷口 勝巳